

自賠責保険の経費の計算方法等に関する第三者委員会（第5回）議事録

一般社団法人 日本損害保険協会
自賠責保険の経費の計算方法等に関する第三者委員会

日 時：2024年12月11日（水）15時00分～16時00分

場 所：損保会館502会議室 および オンライン

出席者：委 員 家森委員長、大野委員、鈴木委員、柳瀬委員、唯根委員
オブザーバー 金融庁 下井保険課長、損害保険料率算出機構 川口専務理事
事 務 局 損保協会

議 題：・見直し後の経費計算基準について
・将来、基準等を見直すための手続きについて

結 論：「経費計算基準の新基準案」、「代理店手数料算出における基礎数値」および「将来基準を見直すための手続き」について、事務局が提示した原案のとおり承認された。
精緻化することが課題となった一部の事項については、次回の見直しまでの間に検討・準備を進める。

議 事

【委員長（議事進行）】

前回の第4回委員会におきましては、その時点の業務実態調査結果の報告を受け、「実態調査の集計結果の妥当性」、継続検討項目となっていた「1件当たり処理分数の細分化」や「1人1分当たり給与の計算方法の変更是非」、「代理店業務の実態調査結果」、「将来、基準等を見直すための手続き」について委員の皆様にご議論いただきました。

今回の第5回は、分析・集計の最終結果の報告を事務局よりいただき、本日までの論議も踏まえて「経費計算基準の見直し案」、「代理店手数料算出における基礎数値」、および「これらを将来見直すための手続き」について本委員会での結論を出したいと思っております。

【事務局】

今回の委員会が最終回であるため、前回までに報告・論議した部分も含めて、最終結果として総括する形で資料を作成しております。そのため、第4回の資料と重複する部分も多分にございますので、本日の説明は、前回からの追加・修正箇所を説明いたします。

参考資料として配付した業務実態調査の補足資料についても、前回までに報告した部分も含めた形としております。補足資料の説明は割愛しますが、適宜ご覧いただければと思います。

(資料 9 ページ) 外部委託費用の把握について、第 2 回の論議内容を改めて説明します。

「①現行経費計算上の課題」としては、実態調査から一定期間が経過して外部委託が進展してくると、物件費として計上される外部委託費用と、保険会社社員の人件費として計算される外部委託費用相当分が二重で計上されうるといふ課題認識でした。

これに対して、「②課題と対応案に関するこれまでの論議内容」に記載のとおり、案①と案②の両案について、メリット・デメリットも踏まえて論議いただき、今回の見直しにおいては、案②は恣意性への懸念があることから案①としたものでした。

ただし、案①についても、保険会社社員の給与単価と外部委託単価の差がある場合には、その差が反映されないという課題が残るため、次回以降の見直しに向けて、こうした課題の解消に向けた精緻化について、どういった手法であればフィージビリティがあるか、どういった準備が必要かという点を引き続き検討していきたいと思っております。

(資料 16 ページ) 前回報告できていなかった件数割換算係数の調査結果について、第 3 回委員会で論議いただいたものですが、改めて調査の背景を説明いたします。

件数割換算係数は、自賠責の経費計算上、営業推進活動等を含めないということを考慮し、種目共通で計上される経費に対して、単純な件数割合では配賦せず、自賠責の件数を圧縮して配賦することとしたものと推察されます。

現行の係数 1/10 は、昭和 52 年に定められており、その根拠が今日的には不明であることから、今般実態調査を行い、その結果を反映することとしました。この件数割換算係数を適用する費目としては、その他諸々の支出内容である雑費が大きいです。雑費には多くの様々な支出内容が含まれており、統一的な調査が困難であるため、調査可能な交通費・通信費を代表的な費目として調査し、それを準用することとしました。なお、この調査においても、 $\pm 2\sigma$ の統計的処理ルールを定めて客観的に外れ値を判定しています。

(資料 17 ページ) 件数割換算係数に関する実態調査結果ですが、現行基準では 1/10 であったものが、今回調査した結果、2/10 となりました。

備考欄に記載した内容を説明いたします。1 点目ですが、今回の件数割換算係数の調査結果が、10/10 ではなく 2/10 であったことから、他種目において営業推進活動等が相対的に多いと考えられる交通費・通信費は、想定通り自賠責での利用実態は他種目対比で少ないことが確認されました。

2 点目ですが、現行の 1/10 対比で増加する点については、現行の係数の設定根拠が不明であることから、直接的な比較はできません。そのため、(次のページで) 今日的な評価をしており、後程説明いたします。

3 点目ですが、今回の調査では、「自賠責のみ」「他種目のみ」「種目共通」の区分で交通費・通信費を利用した時間について調査しています。本来であれば、「種目共通」には多少なりとも「自賠責相当」が含まれるはずで、何らかの按分して把握する手法も考えられますが、今回調査では、「種目共通」

の利用時間を全て「他種目」として、自賠責に含めないこととしました。これにより、件数割換算係数は本来の値より若干小さくなっているものと考えられます。

今回の件数割換算係数については、(前のページで説明したとおり)現時点で調査が可能な交通費・通信費での結果を、他の費目にも準用することとしています。他種目において相対的に営業推進要素が多い交通費・通信費での結果を準用するので、他の費目においては実態の件数割換算係数とは差が生じうるという課題は残ります。

したがって、現時点では、前回まで論議いただいた通り、雑費を中心とした他の費目について統一的に調査をすることが困難であることから今回は準用することとしますが、次回以降の見直しに向けて、こうした課題の解消に向けた精緻化について、どういった手法であればフィージビリティがあるか、どういった準備が必要かといった点を引き続き検討していきたいと思えます。

(資料 18 ページ) 今回の件数割換算係数の調査結果に関する、今日的な評価です。

まず、交通費に関して、今回の調査結果を1人1日当たりの交通利用時間に換算すると、自賠責で6分の交通利用でした。自賠責における交通利用例は、ステッカーや証明書綴り、書損回収のために代理店を訪問することや、精算遅延等に関する業務指導のために代理店を訪問することです。

保険会社社員も分業をしており、そうした代理店に訪問する社員と、主に社内で事務作業に従事する社員に分かれております。それぞれが半分ずつと仮定すると、代理店に訪問する社員の1日当たりの平均的な交通利用時間は、6分×2で12分、1週間で12分×5営業日=60分の移動をしていることになります。保険会社の実務として、書損回収や精算遅延のために、特に精算は1週間以内に行わなければならないことを踏まえると、週に1回代理店に訪問することは妥当であり、その往復で60分要することも、課支社と代理店の所在地を踏まえれば妥当なものとして評価しております。

通信費も同様に評価しております。今回の調査結果を1人1日当たりの通信利用時間に換算すると自賠責で7分、自賠責以外で51分の通信利用でした。自賠責における通信利用は、主に照会応答や代理店指導のための通話やオンライン会議です。

自賠責は一定程度業務が定型化されていることや、他種目対比で営業推進活動が相対的に少ないことを踏まえると、他種目51分に対して自賠責7分というのは、保険会社の実務として妥当と評価しております。

(資料 20 ページ) 第4回で示したものですが、今回の実態調査結果や、第2回委員会で論議いただいた計算方法の見直しも含めた、今回の見直し原案の経費への影響額をまとめています。影響額は、第4回の資料では10億円単位でしたが、今回は1億円単位で表記しています。

また、前回論議いただいたとおり、「1人1分あたり給与額の計算方法」、つまり役職者の取扱いは見直さないこととしたため、見直さない場合の合計122億円減少する案を原案としており、見直す場合の合計18億円減少する案を参考として表示しています。

物件費関連についても、第4回では項目を1つにまとめていましたが、今回は項目ごとに内訳を記載しています。件数割換算係数は実態調査結果を反映し増加しますが、外部委託費用やソフトウェアの減価償却費の計算方法を見直したことにより、経費が減少する部分もあります。

次のページ以降の代理店業務の実態調査結果については、第4回から変更ございません。

(資料33ページ) 第4回でも示した内容に追加する形で次回見直し時の検討観点を記載しています。いずれも前回までの論議の中で、現時点では即座に反映することは難しいが、次回見直しまでに、精緻化に向けた検討・準備をしていく必要があると課題認識したものです。

1つ目は、前回論議いただいた「1人1分当たり給与額の計算方法」です。今回は、役職者が実務に関与しているケースが少ないことを、簡易的なサンプル調査により課題として認識しましたが、これについては前回の論議のとおり、次回見直しに向けて、役職者の実務関与割合に関する調査の精緻化等の検討・準備を進めていきます。

2つ目、3つ目は、本日説明した「外部委託費用の計算方法」と「件数割換算係数」についてです。いずれも現時点では難しい調査ですが、次回見直しに向けて、課題を解消する方向で検討・準備をしていきたいと思えます。

本日説明した内容以外は、前回第4回で説明した内容と同じです。

これまでの本委員会における論議内容や業務実態調査結果等を踏まえ、経費計算基準、代理店手数料算出における基礎数値、将来見直すための手続きについて、第4回および本日示した内容で最終的に見直すことで良いか、ご論議・ご意見いただければと思います。

【委員長（議事進行）】

自賠責保険の経費計算基準、代理店手数料算出における基礎数値およびこれらを将来的に見直すための手続きについて、これまでの論議も踏まえて最終的な結論を出したいと思えます。

これまでの4回の論議およびただいまの説明通りに見直すことでよいか、ご意見・ご質問をお願いいたします。

【委員】

今回、経費の計算方法について、データも含めて中身を出していただけたことで、保険料を払っている消費者側から見ると、具体的な数字がわかって良かったのではないかと考えています。

特に、件数割換算係数10分の1についても、昭和52年から見直されておらず、根拠がわからなかったところを、具体的に細かい内容で確認できたことは素晴らしいと思えます。

そういう意味では、今回の調査は非常に大変で、集計も限られた期間に、ここまでまとめていただくのに相当尽力されたと感じております。全体として異論はありません。

一方で、将来的には課題があるということも見えてきましたので、引き続き、検討いただきたいと思います。

別件ですが、電動キックボードの交通事故案件を見ていると、自賠責に加入しているか不明、そもそも加入が必要であることを認識していない方がいます。そうした状況も踏まえると、今後の交通事故の増え方など、自賠責保険を取り巻く環境が変わっていくのか、デジタル化・キャッシュレス化も含めて、継続的な調査が必要なのではないかと感じております。見直しの定期基準では5年を設定していますが、今回の定量基準も導入している通り、定期基準だけでなく環境変化等も注視しながら課

題に沿って見直しのタイミングを計っていただきたいと思っております。

【委員】

事務局案に賛同します。今回、本当に短い期間に様々な観点から調査していただき、まとめていただいたと認識しております。その中で、想定と異なる結果や問題点も見つかったという点は、非常に有意義なものであったと考えております。

今後の見直しの方向性については、定期基準では5年の見直しということですが、今回課題として挙げられた、「1人1分当たり給与額の計算方法」、「外部委託費用の計算方法」、「件数割換算係数」は、引き続き早いタイミングで検討を進めていただく方が良いと思います。それらは、社費への影響額が大きく変動する可能性を秘めた重要な項目ですので、ノーロス・ノープロフィットの観点からも、精緻な把握が非常に重要ではないかと思っております。今回のような短い期間でも、丁寧に調査いただけたと思っておりますので、引き続きこうした調査を進めることにより、良い結果が得られるのではないかと考えております。

【委員】

事務局の皆様、この数ヶ月間、大変な作業であったと思いますが、本当にお疲れ様でした。

第4回委員会までの中で議論は尽くしたと考えますので、今回の提案に同意します。先ほどの委員と同じで、今後の宿題については、さらなる精緻化を検討いただきたいと思います。将来の見直し基準は定量と定期がありますが、前回・前々回の委員会で提案いただいたように、見直しの要否は毎年検討していただきたいと思います。

この30年間、特にここ数年の環境の変化は著しいと思っております。例えば、今後自動運転が普及することが見えていの中で、自賠責保険に及ぼす影響や自賠責制度自体のあり方も変化する可能性があるでしょうし、AIによっておそらく人件費と物件費のコストの関係や構造が非常に速いスピードで変わっていくのではないかと思っております。

これは損保協会だけに限ったことではないと思いますが、そうしたことを踏まえて、見直しは5年という定期基準だけでなく、ぜひ定量基準の部分もしっかり検討いただいて、大きく変化しているところがあれば、そこで見直しをかけていただくことが大事であると思われました。

【委員】

最終案に賛成いたします。今回、自賠責の経費、特に共通費配賦のところ非常に難しいということが改めてわかりました。一連の議論の中で、今回の議論は、突き詰めると技術的な問題と判断の問題の2つがに集約されるという印象を持っております。

技術的な問題とは、共通費の配賦が技術的に明確な形で解決ができるような手だてが見つかるかどうかという問題、およびそのデータ収集の問題です。技術的な問題については、情報収集などのコストをかけるほど精緻になる一方で、そのコストは最終的に契約者の保険料負担として戻ってくるので、そのトレードオフの関係をどう考えるか、という点になるかと思っております。

他方で、共通費配賦においては、最終的にどうしても完全には識別できない、あるいは、識別のためのコストが禁止的に大きくなってしまいう場合に、真の値からの乖離部分について、どのようなロジ

ックで誰が負担するべきかという、判断の問題が生じます。この判断の問題において、その根拠となりうるのは、自賠法のノーロス・ノープロフィットの原則ということになりますが、プロフィットを出してはいけないという方向に行き過ぎて、逆にロスが多く出てしまうということであれば、これもまた、問題ではないかと思えます。自賠責保険制度が、官で100%運営しているのではなく、株式会社が多くを占める民間の損害保険業界のオペレーションを活用することで、社会的コストを抑えながら運営しているということを考えると、それを持続可能な形で今後も維持していくためには、保険会社の株主に対しても、損害保険業として自賠責保険制度を担っていく意義があるということの説明する義務があります。すなわち、自賠責保険制度においては、契約者保護が極めて重要である一方、民間の資源を活用しつつ社会実装していくというシステムである以上、たとえば、株主に対する説明責任もあると思えます。

そうした観点では、判断の問題に関して、全体のバランスとして契約者の負担が増えない方向で努力しつつ、そういった努力について、短期的には、業界側がそのコストを負担しているわけなので、そういった努力が損害保険会社の株主にとっても、中長期的には十分なメリットがあるという説明も必要になります。そういった点も意識しながら、今回の議論を整理していく必要があるのではないかと、全体を通して感じました。

要するに、技術的な問題だけでは最終的には解決しないので、その判断の段階で、判断・思考の軸足を持っておいたほうが良いということです。契約者保護の視点と同時に、コーポレートガバナンスの視点も必要ではないかということ、改めて感じたところです。

【委員】

原案に賛成いたします。今回いくつか宿題が出ましたが、先ほどの委員も言及されていたように、それらについては、次の見直しの時に慌てて対応することにならないように調査の方法などを準備していただきたいと思えます。

特に本日説明があった外部委託について考えてみると、今回見たように外部委託が十数年前と比べてかなり増えてきています。現時点では外部委託でなく損保会社の社員も実務対応しているため、すべてのプロセスの時間を計測・換算できますが、例えば全社がある業務を全部外部委託に出した場合、その外部委託の処理分数を計測することができなくなるかもしれません。それは時間の問題ではないかという気もします。

今回影響額としてインパクトが大きい件数割換算係数については、計測可能な交通費や通信費で把握しましたが、金額的に小さい方で推計して、大きい雑費の方にそれを割り当てることは、推計としては説明が難しい部分も残るのではないかという印象も持ちました。ただし、他の代替的な手段がなく、現時点で実効性の観点から我々ができるベストとして交通費・通信費の調査結果を使ったということであると理解しています。今後、雑費をさらに細かく分けて、例えばこの費用は測れる、といったことを検討する必要もあるのではないかと思います。

ノーロス・ノープロフィットの原則について改めて考えてみたときに、当初は法にも書いているとおり平均費用的・標準費用的な発想を持つものだと思います。この考え方も一理あるものとは考えます。一方で、それを具体的に適用するとなったとき、例えばコンピュータシステムは自賠責がなくとも存在するわけで、仮に自賠責を取り扱ったとしても電気代が増加する程度であるのに、そのシス

テムのコストを自賠責でも按分するというところは、突き詰めると疑問を感じるという見方もあります。

先ほどの委員が言われていたように、これを効率的な方法として民間会社に委託しているのは、民間会社が規模の経済と範囲の経済を両方持っているということであると思います。その範囲の経済のメリットを、自賠責保険制度でも享受するということです。

実際、人件費において、例えば採用にかかるコストは共通経費の方で把握していますが、自賠責募集や損害調査のコストは1件あたり処理分数で把握しているので、限界費用的な考え方の部分もあって、平均費用と限界費用の中間の考え方になるため、より難しい問題であると思いつつ議論していました。

おそらくこの問題は、根本的なことでもあるので解決しないとは思いますが、自賠責のあり方という点で議論をする必要があると感じました。

また、今回の見直しでは、前回から多くの項目で、特に e-JIBAI の普及によって処理時間の削減ができるようになり、損保業界として効率化の努力をしていただいたと理解しています。その点も、業界の皆さんの努力に感謝したいと考えています。

【委員長（議事進行）】

全委員から賛同いただいたということになると思います。今まで議論してきたように、今回提案いただいた本日の資料に記載している内容で、原案通り見直すということによろしいでしょうか。

【委員】

異議なし

【委員長（議事進行）】

最後にオブザーバーの方も含めて、全体を通じてご意見等がございましたら、お願いをしたいと思います。

【オブザーバー（金融庁）】

本件、今年6月の自賠責保険審議会からの検討依頼を受けて、議論が重ねられたというところでありまして、その結果、経費の計算方法の見直しが行われることとなり、またそれに加えて見直しの基準についても新たに定めることになりました。これまで5回にわたり、当委員会において活発なご議論を行っていただきました委員の先生方、資料準備等いただいた事務局には、まずは感謝申し上げます。ありがとうございました。

ご承知の通り、自賠責保険は自動車ユーザー等に加入が義務づけられている公共性の高い保険であります。先ほど委員からもお話がありましたが、契約者が負担する自賠責保険料は、法令上、「能率的な経営の下における適正な原価を償う範囲内のできる限り低いものでなければならない」とされています。これはいわゆるノーロス・ノープロフィット原則ということですが、この原則は、「能率的な経営」、「適正な原価」が前提であるということを確認しておくことが大事であると考えております。

今回は、現時点で採り得る、より適切な手法を使って見直しが行われたところですが、その見直し

の検討過程において、委員の先生方からもご意見がありましたけれども、将来のさらなる見直しに向けた手法の精緻化なども課題として認識されたため、それらを含め、今後も検討が進められていくものと理解しております。

金融庁としまして、「適正な原価」を把握するため、今回示された課題の解決も含めて、より精緻で適切な計算方法の検討に向けて早期に取り組むことが非常に重要であると考えております。損害保険協会におかれましては、今後の見直しに向けて、可能な限り早期に検討結果が得られるよう、引き続き対応をお願いしたいと思っております。

【委員長（議事進行）】

それでは、本日の議論をもって本委員会で検討してきた経費計算基準の新基準案、代理店手数料算出における基礎数値、将来基準を見直すための手続きについて、結論が出ましたので、本委員会は本日で閉会といたします。

本委員会では6月の第1回を皮切りとして、全5回の議論および業務実態調査を通じて、現行基準の課題を網羅的に洗い出し、今日的な視点で実態に即した新基準案を検討してまいりました。昨今の損害保険業界に対する厳しい目が注がれる中ではありますが、検討プロセスにおいては、透明性と客観性を持って検討を尽くしてきたものと考えております。この間、業界の皆様方に、本当に尽力いただいたと思っております。

また、将来見直しの手続きについても、定量基準、定期基準を設けたことで、将来の環境変化を適時・的確に捉えることができるものと考えております。

今回の検討・調査を終えて、一部精緻化の余地も見えてきました。これらについては、次回の見直しまでの間に検討・準備を進めていただきたいと思います。委員の皆様には、専門的な見地よりご意見、ご検討いただきまして誠にありがとうございました。議事運営において至らないところもあったと思いますけれども、改めてお礼を申し上げます。

【事務局】

本委員会での論議内容・結論については、年明けの1月10日もしくは1月17日の自賠審に損保協会から報告いたします。自賠審での報告内容・資料については、事務局で作成中でございます。委員会後となり大変恐縮でございますが、次週を目途に皆様に書面にて事務局より回付させていただきますので、ご確認をいただき、ご意見がございましたらご連絡いただければと思います。

改めて、委員の皆様には、ご多忙の中で多大な時間を割いてご検討・ご論議をいただきましたこと、誠にありがとうございました。改めて御礼を申し上げます。

【事務局（自賠責保険特別委員長）】

本第三者委員会において委員の皆様これまでご論議頂きました結論につきましては、今後、1月の自賠責保険審議会において損保協会としてご報告させて頂く予定ですので、委員会の最終回にあたり一言ご挨拶申し上げます。

まずは、委員の皆様のご協力とご尽力に対し心より感謝申し上げます。

本年6月4日の臨時自賠審にて、経費計算基準等の検証と必要に応じた見直し、将来基準を見直すための手続きの検討を行うことが了承されたことから、損保協会内に本第三者委員会を設置し、網羅的かつ客観性・透明性の高い検討・論議を、皆様のご協力・ご尽力のもと実施してまいりました。

検討項目は多岐にわたり膨大でしたが、6月26日に第1回の第三者委員会を開催して以降、委員の皆様へ専門的な知見をもとに多角的なご意見をいただき、検討を深めていただいたことにより、今日的に実態に即した結論を導くことができたものと考えております。

また、今回の第三者委員会の結論に基づいて、各社における自賠責保険の業務を適切に運営するとともに、今後の経費計算基準等のさらなる精緻化等の準備・検討もしっかり対応してまいります。

改めまして、委員の皆様のご協力に損保協会を代表して厚く御礼申し上げます。誠にありがとうございました。

【委員長（議事進行）】

それでは本日の自賠責保険の経費の計算方法に関する第三者委員会を閉会いたします。誠にありがとうございました。